附則第三項中「平成二十九年九月三十日」を「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日」に改める。

附則第五項中「平成二十九年九月三十日」を「郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十八号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び第十項並びに第四十一条の三第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　子ども・子育て本部（第四十七条―第五十条）」を「第五節　子ども・子育て本部　第六節　総合海洋政策推進事務局（第四十七条―第五十条）」に、「第五十一条―第五十三条」を「第五十三条―第五十五条」に改める。

第八条の見出し及び同条第一項中「政策評価審議官」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官」を加え、同条第七項中「政策評価審議官の定数は一人と」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官の定数は一人と」を加え、「十七人」を「十八人」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第九条の見出し及び同条第一項中「サイバーセキュリティ・情報化参事官及び」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「サイバーセキュリティ・情報化参事官の定数は一人と」を削り、「併任」を「、併任」に、「十人」を「、九人」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十条第三項中「四十四人」を「四十三人」に改める。

第五十三条を第五十五条とし、第五十二条を第五十四条とし、第五十一条を第五十三条とし、第四章に次の一節を加える。

第六節　総合海洋政策推進事務局

（次長）

第五十一条　総合海洋政策推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長一人を置く。

2　次長は、総合海洋政策推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3　次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官）

第五十二条　事務局に、参事官を置くことができる。

2　参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3　参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

附則第七条中「第五項」を「第六項」に、「同条第七項ただし書」を「同条第八項ただし書」に改める。

附則第八条中「（第二項を除く。）」を削り、「同条第四項ただし書」を「同条第三項ただし書」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）の項中「子ども・子育て本部」を「子ども・子育て本部　総合海洋政策推進事務局」に改める。

（幹部職員の任用等に関する政令の一部改正）

3　幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　内閣府総合海洋政策推進事務局

内閣総理大臣　安倍　晋三

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十九号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）附則第八条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。